



長野県報

7月30日(木)
平成21年
(2009年)
第2087号

目 次

規則

長野県青年の家規則の一部を改正する規則（文化財・生涯学習課）	2
長野県少年自然の家規則の一部を改正する規則（文化財・生涯学習課）	3

告示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定（長寿福祉課）	4
長野県収入証紙売りさばき人の氏名（名称）の変更の届出（会計課）	5
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）	5
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	5
運転免許取得者教育の認定に関する規則に基づく認定を受けた者の代表者の氏名の変更の届出（東北信運転免許センター）	6
指定講習機関に関する規則に基づく指定を受けた者の代表者の氏名の変更の届出（東北信運転免許センター）	6
政見放送及び経歴放送実施規程に基づく衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数（選挙管理委員会）	7

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（2件）（生活文化課NPO活動推進室）	7
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	7
特定調達契約に係る一般競争入札（総務事務課）	8
一般競争入札（こども・家庭福祉課）	9
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（産業政策課）	9
大規模小売店舗立地法に基づく承継の届出及び届出書の縦覧（産業政策課）	10
一般競争入札（労働雇用課）	10
家畜伝染病発生の届出（園芸畜産課）	11
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	11
一般競争入札（2件）（住宅課）	11
開発行為に関する工事の完了（4件）（建築指導課）	13
一般競争入札（病院事業局）	14
長野県須坂青年の家の指定管理者の募集（文化財・生涯学習課）	14
長野県望月少年自然の家の指定管理者の募集（文化財・生涯学習課）	16
特定調達契約に係る一般競争入札（会計課）	17
警備業法に基づく検定の実施（生活安全企画課）	18
長野県短期大学教員採用選考の実施（教育総務課）	19



長野県青年の家規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年7月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第10号

長野県青年の家規則の一部を改正する規則

長野県青年の家規則（昭和42年長野県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第33条第1項」を削り、「長野県青年の家設置条例」を「長野県青年の家条例」に改め、「第4条」を削り、「管理運営」を「管理等」に改める。

第2条から第6条までを次のように改める。

(利用許可の申請)

第2条 条例第4条の規定により利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を利用を開始する日の前10日までに条例第5条の規定により青年の家の管理を行う指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 利用目的

(3) 利用日時

(4) 利用人員

(5) 利用する施設の名称

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項

(利用許可書の交付)

第3条 指定管理者は、条例第4条の規定による利用の許可をしたときは、その利用許可書を交付しなければならない。

(利用の変更又は取消し)

第4条 前条の規定による利用許可書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用の変更をしようとするときは、その理由及び内容を記載した申請書に当該利用許可書を添付して、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用の変更を承認したときは、その変更承認書を交付しなければならない。

3 利用者が、利用の取消しをしようとするときは、その理由を記載した届出書に前条の利用許可書を添付して、指定管理者に提出しなければならない。

(遵守事項)

第5条 利用者その他の青年の家を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用に関し他人の迷惑になるような行動をしないこと。

(2) 施設又は備品を損傷しないこと。

(3) 利用許可を受けた施設又は備品以外のものを利用しないこと。

(4) 備品を青年の家の外に持ち出さないこと。

(5) 所定の場所以外で火気を使用し、飲食し、又は喫煙しないこと。

(6) 施設内に爆発物、可燃物、銃砲刀剣類等の危険物を持ち込まないこと。

(7) 別に定める場合を除き、物品を販売しないこと。

(8) 前各号に定めるもののほか、青年の家の秩序の維持について指定管理者が長野県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て定める事項

(損傷又は滅失の届出)

第6条 利用者は、施設又は備品を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を指定管理者に届け出て、指定管理者の指示に従いこれを弁償し、又は原状に復さなければならない。

第8条を削る。

第7条中「青年の家の生活時間、所内の秩序維持、処務の処理等」を「この規則の施行」に、「所長が長野県教育委員会の承認を受けて」を「教育委員会が」に改め、同条を第10条とし、第6条の次の3条を加える。

(利用後の処理)

第7条 利用者は、施設又は備品の利用を終了したときは、これを清掃し、又は整理して、その旨を指定管理者に報告しなければならない。

(指定の申請)

第8条 条例第8条の申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式）によるものとする。

2 条例第8条の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、条例第6条の申請を行うもの（以下この項において「申請者」という。）について教育委員会がその性格に応じ前項の申請書に添付することを要しないと認める書類がある場合には、当該書類を除く。

(1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

(2) 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

(3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

(4) 役員の名簿及び履歴書

(5) 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

(6) 申請者が条例第9条第4号に該当する旨の誓約書

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類
(利用の停止又は許可の取消しを行うことができる場合)

第9条 条例第12条第3号の教育委員会規則で定める場合は、第5条の規定に違反した場合とする。

附則の次に次の様式を加える。

(別記様式) (第8条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

長野県教育委員会 殿

主たる事務所の所在地

申請者 団体の名称

代表者氏名

印

長野県 松川 青年の家の指定管理者の指定を受けたいので、長野県青年の家条例第6条の規定により申請します。

(備考) 2以上の団体が共同して申請する場合は、これらの団体の代表者がそれぞれ主たる事務所の所在地及び団体の名称を記載し、記名押印した書類を添付すること。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

文化財・生涯学習課

長野県少年自然の家規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年7月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第11号

長野県少年自然の家規則の一部を改正する規則

長野県少年自然の家規則（昭和52年長野県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「長野県少年自然の家設置条例」を「長野県少年自然の家条例」に、「管理運営」を「管理等」に改める。

第2条から第6条までを次のように改める。

(利用許可の申請)

第2条 条例第4条の規定により利用の許可を受けようとする者は、

次に掲げる事項を記載した申請書を利用を開始する日の前10日までに条例第5条の規定により少年自然の家の管理を行う指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 利用目的

(3) 利用日時

(4) 利用人員

(5) 利用する施設の名称

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項

(利用許可書の交付)

第3条 指定管理者は、条例第4条の規定による利用の許可をしたときは、その利用許可書を交付しなければならない。

(利用の変更又は取消し)

第4条 前条の規定による利用許可書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用の変更をしようとするときは、その理由及び内容を記載した申請書に当該利用許可書を添付して、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用の変更を承認したときは、その変更承認書を交付しなければならない。

3 利用者が、利用の取消しをしようとするときは、その理由を記載した届出書に前条の利用許可書を添付して、指定管理者に提出しなければならない。

(遵守事項)

第5条 利用者その他の少年自然の家を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用に関し他人の迷惑になるような行動をしないこと。

(2) 施設又は備品を損傷しないこと。

(3) 利用許可を受けた施設又は備品以外のものを利用しないこと。

(4) 備品を少年自然の家の外に持ち出さないこと。

(5) 所定の場所以外で火気を使用し、飲食し、又は喫煙しないこと。

(6) 施設内に爆発物、可燃物、銃砲刀剣類等の危険物を持ち込まないこと。

(7) 別に定める場合を除き、物品を販売しないこと。

(8) 前各号に定めるもののほか、少年自然の家の秩序の維持について指定管理者が長野県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て定める事項

（損傷又は滅失の届出）

第6条 利用者は、施設又は備品を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を指定管理者に届け出て、指定管理者の指示に従いこれを弁償し、又は原状に復さなければならない。

第8条を削る。

第7条中「少年自然の家の生活時間、所内の秩序維持その他少年自然の家の管理運営」を「この規則の施行」に、「所長が長野県教育委員会の承認を受けて」を「教育委員会が」に改め、同条を第10条とし、第6条の次に次の3条を加える。

(利用後の処理)

第7条 利用者は、施設又は備品の利用を終了したときは、これを清掃し、又は整理して、その旨を指定管理者に報告しなければならない。

(指定の申請)

第8条 条例第8条の申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式）によるものとする。

2 条例第8条の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、条例第6条の申請を行うもの（以下この項において「申請者」という。）について教育委員会がその性格に応じ前項の申請書に添付することを要しないと認める書類がある場合には、当該書類を除く。

(1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

(2) 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

(3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

(4) 役員の名簿及び履歴書

(5) 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

(6) 申請者が条例第9条第4号に該当する旨の誓約書

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

（利用の停止又は許可の取消しを行うことができる場合）

第9条 条例第12条第3号の教育委員会規則で定める場合は、第5条の規定に違反した場合とする。

附則の次に次の様式を加える。

(別記様式) (第8条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

長野県教育委員会 殿

主たる事務所の所在地

申請者 団体の名称

代表者氏名

印

長野県 望月 少年自然の家の指定管理者の指定を受けたいので、阿南

長野県少年自然の家条例第6条の規定により申請します。

（備考） 2以上の団体が共同して申請する場合は、これらの団体の代表者がそれぞれ主たる事務所の所在地及び団体の名称を記載し、記名押印した書類を添付すること。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

文化財・生涯学習課